

汚染土壌浄化施設認定要綱について

1. 要綱に定める事項

要綱に定める事項

認定要件の具体的内容	環境影響調査
住民説明会	欠格事項
認定施設の公示	施設の変更への対応
認定の更新	報告・立入調査

- ・「搬出する汚染土壌の処分方法」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 20 号)によれば、搬出する汚染土壌を処分する浄化施設は、産業廃棄物処理施設その他の施設であって知事が認めたものとされている。知事が認定する要件については、「指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて」(平成 15 年 2 月 14 日 環水土第 25 号、環境省水環境部土壌環境課)において、下記のとおり通知されている。

施設設置計画及び維持管理計画が、周辺地域の環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

汚染土壌の搬入、保管から浄化までの各段階における工程管理を適正に行うことについて、社内規程により定められていること。

工程管理を適正に行えるよう、管理責任者を置いていること。

汚染土壌の浄化を的確に行うに足る経理的基礎を有すること。

- ・また、要件 の環境保全に適正に配慮された施設の設置計画及び維持管理に関しては、環境省同課の「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針(平成 16 年 6 月 4 日)」で具体的内容が示されている。なお、この構造・維持管理指針は、知事の認定に際して円滑かつ適正に運用できるよう、地域の実情等の根拠・理由があれば変更も可能とされている。
- ・知事は、申請者及び施設が国の示した認定要件を満たすときは浄化施設として認定することになるが、特にその施設の構造や維持管理計画が指針に適合することを十分に確認するとともに、認定後も認定要件が継続的に満足されるよう指導することが求められている。
- ・このため、大阪府では、認定の適否の判断基準となる認定要件とともに、認定後も適正な施設の運転稼働を確保するための手続き等を要綱に定めるものとする。特に、周辺環境の保全に適正な配慮を求めるために、環境影響調査及び住民説明会に関する手続きを具体的に定めるとともに、日常的もしくは定期的な測定・報告事項、立入検査・指導、施設変更時の手続き、認可更新等について追加する必要がある。また、測定・報告等については、認定を行う際に条件として付加し、事業者に遵守させることが必要である。

2. 施設の認定要件の具体的内容等

認定要件 「施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされたものであること。」

に係る具体的な内容は「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」による。

(1) 認定要件の具体的内容

- 環境省は、「指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて」により示した認定要件の内容をより具体化した「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」を定めている。この指針は全国一律に適用されるものであるが、必要に応じ都道府県が内容を変更することは認められており、下記に示す事項については変更することが適切であると考えられる。

変更を考えている事項

指 針	変更案
<ul style="list-style-type: none"> 書類等の保存期間 <p>「これを一定期間保存すること」</p>	<p>「これを一定期間(5年間以上)保存すること」</p> <p>理由：土壌汚染対策法の搬出汚染土壌管理票の保存期間である5年間に準拠。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 排気装置等 <p>「局所排気装置の排気が、浄化対象とする特定有害物質を含むおそれがある場合には、当該物質を確実に除去又は分解等により無害化して放出すること。」</p>	<p>下記事項を追加 「また、除去物の処理等にあたっては、関係法規に従い又は準じて適正に取り扱うこと。」</p> <p>理由：有害物質を含む除去物についても、適正に処理されることが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 機能検査及び非常時の措置 <p>稼動前の試験運転については特に記載なし</p>	<p>下記事項を追加 「施設設置完了後、一定期間試験的に運転を実施し、計画通り機能することを確認すること」</p> <p>理由：認定施設が想定した能力を有していることを確認する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 貯留等 <p>貯留は施設の1日あたりの処理能力に相当する数量を原則として14を乗じて得られる数量を超えて行わないこと。</p>	<p>原則は指針とし、下記の特例を設ける。 「屋内での貯留は施設の1日あたりの処理能力に相当する数量に30を乗じて得られる数量とすることができる。」</p> <p>理由：船で多量に搬入するケース等への対応や安定経営の視点から屋内貯留に限り緩和する。</p>

(2) 認定の審査

- 認定要件の審査にあたっては、浄化メカニズムや周辺環境への影響について科学的な見地からの高度な判断を必要とするケースが想定されること、特に周辺住民が反対している案件については利害関係のない第三者の意見が重要となることから、「必要に応じて専門家の意見を聴くことができること」とするべきと考えられる。

3. 環境影響調査

認定申請事業者は、環境影響調査を実施し、知事は、その調査結果に基づき、周辺地域の環境の保全に支障がないか、環境の保全に適正な配慮がなされているかについて審査する。

新設の施設で他の法令等により環境影響調査の実施が義務付けられているものについては、本規定は適用しない。また、設置時に環境影響調査を実施した既存の施設を浄化施設として認定申請する場合は、施設の使用方法の変更等による環境への負荷が増大しないものについては本要綱に基づく環境影響調査が既に実施されたものとみなすこととし、環境への負荷が増大するものについては、増大する部分についての環境影響調査を実施するものとする。

* 環境への負荷：環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの」と定義されている。

(1) 環境影響調査の基本的考え方

- ・ 土壌浄化施設は廃棄物処理施設(汚泥脱水、焼却等)と類似することから、環境影響調査の調査項目、予測手法については、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省廃棄物・リサイクル対策部)に準じる。
- ・ 施設認定の手続きの前段階において事前協議を行うこととし、その中で認定申請事業者が提示する環境影響調査計画の調査項目、予測方法等について、知事が確認したうえで、調査を実施する。
- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に記載の通り、現状把握については既存文献・資料によることを第一とし、予測のために不足する内容がある場合に現地調査で補足する。

(2) 調査事項

調査対象：施設の運転、搬出入及び保管に伴う環境影響とし、工事中的影響は含まない。

調査項目：大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭)、水環境(水質、地下水)

表 - 1 環境影響要因と環境影響調査項目

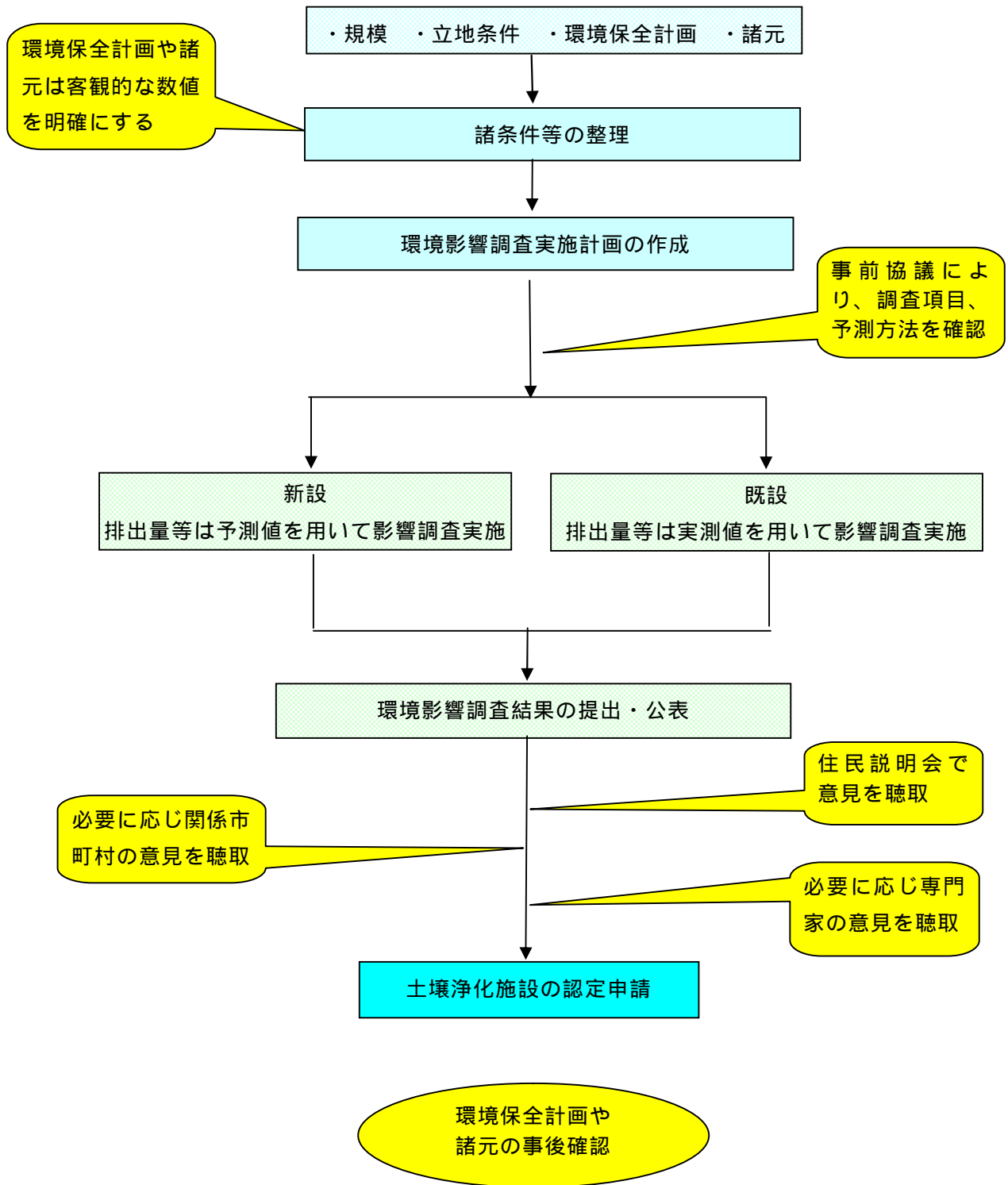
調査事項	要因 調査項目	施設		施設排水 の排出	施設から の悪臭の 漏洩	土壌運搬 車両の走 行
		煙突排ガ スの排出	施設の稼 動			
大気 汚染	二酸化窒素 (NO ₂)					
	浮遊粒子状物質 (SPM)					
	ダイオキシン類					
	その他必要な項目*					
水質 汚濁**	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)					
	浮遊物質 (SS)					
	ダイオキシン類					
	その他必要な項目*					
騒音	騒音レベル					
振動	振動レベル					
悪臭	特定悪臭物質濃度, 臭気指数 (臭気強度) 又は臭気濃度					

注) 1* : その他必要な項目は、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質のうち、影響が予測される項目。

2 : 施設には、汚染土壌浄化施設の他に保管施設等事業場内に設置される施設を含む。

3** : 汚染土壌と雨水等が接触する場合は、施設排水は雨水等を含む。

(3) 環境影響調査のフロー



4. 住民説明会

- 1 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、近隣関係者に環境の保全に関する事項を周知するための説明会を開催するとともに、その環境の保全上の意見を聴取し、設置計画及び維持管理計画に反映するものとする。
- 2 認定を受けようとする者は、申請に際して、説明会の開催結果報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定は、環境影響調査を実施しないものについては適用しない。

(1) 本条を規定した理由

- ・認定要件に、「周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされたものであること」が定められていることから、認定の申請に際し「環境影響調査結果」の提出を求め、ホームページで公表することを考えているが、廃棄物処理法アセスのような「告示・縦覧」、「関係住民からの意見書の提出」といった手続きまで規定することは考えていない。
- ・一方、土壌汚染対策法で定めている特定有害物質は、廃棄物において定める有害物質と同じであり、廃棄物処理施設における地域紛争から見ても、汚染土壌浄化施設を設置する場合の環境リスクについての周辺住民の不安感や事業者に対する不信感を少なくする必要があると考えられる。
- ・施設の設置者は、計画段階で住民の意見を聴取し、その施設が周辺地域の環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で認定申請を行うべきと考えられる。
- ・これらのことを勘案して、近隣関係者に対する周知と意向把握の仕組みとして、「環境の保全に関する事項についての説明会の開催」を求めることが適切と考えられる。この説明会は、周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされた施設であることを近隣関係者に理解してもらう場であり、また、近隣関係者の意見を聴取する場として設定するものであり、聴取した意見については設置計画及び維持管理計画に反映させるべきものと考えられる。

(2) 近隣関係者

近隣関係者とは、「大阪府循環型社会形成推進条例」における産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きに基づき、次の関係地域の関係住民とすることが考えられる。

- ・関係地域：計画地及び隣接地
 - 計画地が属する自治会の地域
 - 生活環境に影響を及ぼすと予想される地域
- ・関係住民：関係地域内の土地の所有者、管理者及び占有者
 - 関係地域内の土地における農業経営者
 - 関係地域内の事業所等において勤務する者
 - 計画地からの排水が流入する水域又は水路の水利権者

5. 欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を受けることはできない。

- (1) 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへ
- (2) 本要綱に基づく認定が取り消され、取り消しの日から5年を経過しない者

(1) 欠格事項を規定すべき理由

- ・ 本要綱は汚染土壌が確実に浄化されるかという観点から施設に対して認定を行うものであるが、実態的には汚染土壌浄化という業の認定的な性格を有する。
- ・ 全国の土壌浄化施設認定取得状況を考慮すると、設置者として想定されるのは廃棄物処理業者若しくは建設業者であり、両者の関係する廃棄物処理法及び建設業法において欠格要件が設定されている。
- ・ なお、業の認定的な性格を有するものの、業の認定ではないことを勘案して、認定要件としての規定ではなく、欠格事項として別項することが適切と考えられる。

(2) 欠格要件の内容

- ・ 本要綱における欠格要件としては、業務の内容が廃棄物処理業に類似しているため、廃棄物処理法の業の許可の欠格要件を参考にすべきと考えられる。
- ・ 本要綱では、その性格上、廃棄物処理法等の欠格要件より緩いものであってもよいとも考えられるが、廃棄物処理法に規定する欠格要件を個々に検討したところ敢えて除外すべき事項はなかったため、廃棄物処理法の欠格要件に準拠することが適切と考えられる。
- ・

廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまで

- イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

廃棄物処理法第7条第5項第4号イからトまで

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- 二 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

6. 認定施設の公表

知事は、浄化施設を認定したときは、当該認定施設及び認定事業場に係る次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 認定事業場の名称及び所在地
- (2) 浄化できる特定有害物質の名称
- (3) 認定施設の能力
- (4) 認定日及び認定番号

- ・ 認定事業者が自覚を持って維持管理等に取り組むように、施設名等を公表することが適切と考えられる。
- ・ 課長通達では認定にあたっての留意事項として「都道府県知事は、管轄下にあつて前記要件に該当する施設を認定することとなるが、当該施設は、受け入れ可能な量の範囲内において、当該管轄下で発生した汚染土壌のみならず、何人にとつても当該処分方法の一つとなり得るものとして認定すること」とされており、認定の状況については広く知らせるべきであると考えられる。
- ・ 公表すべき内容としては指定区域からの汚染土壌の受け入れ先を探す者にとつて概ねその内容が分かるものとして(1)から(4)に掲げる内容が、また、公表の方法としてはホームページが適切と考えられる。

7. 施設の変更

(1) 汚染土壌浄化施設の変更認定

認定事業者は、当該認定に係る次の事項を変更しようとするときは、汚染土壌浄化施設変更認定申請書に係る書類を添えて知事に提出する。ただし、当該変更が次項に掲げる軽微な変更であるときは、この限りでない。

- (1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項（浄化の方法の変更を除く。）
- (2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画（施設の位置の変更を除く。）
- (3) 汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画

変更認定を規定する理由

- ・変更を全て届出とすることは、汚染土壌の安全・確実な処理の確保や地域環境の影響への配慮を担保できないため、不適切であると考えられる。
- ・認定を受けた事業者が、施設の変更を検討する場合、当初認定と同様に事前協議、認定審査などの段階（環境影響調査含む。）を踏めるように、変更認定として扱うことが必要と考えられる。

変更認定の対象

- ・汚染土壌浄化施設については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設と同等の施設であり、同法で変更許可に該当する次の事項を、変更認定の対象として扱うことが考えられる。

「汚染土壌浄化施設に係る基本的事項」のうち、浄化の方法の変更については、新たな認定施設として申請とすることが妥当であり、それ以外の下記事項を変更認定の対象として扱うことが考えられる。

浄化する特定有害物質の種類

浄化能力

浄化残渣の処分方法

施設の稼働日数及び稼働時間

「汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画」のうち、施設の位置の変更については、同敷地内の移設であったとしても、新たな認定施設として申請とすることが妥当であり、下記の事項を変更認定の対象として扱うことが適切と考えられる。

構造及び設備

「汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画」については、全ての事項を変更認定の対象とすることが適切と考えられる。

大気汚染の防止措置

水質汚濁の防止措置

騒音・振動に係る措置

飛散流失防止措置

地下浸透防止措置

搬出入車両による公害防止措置

(2) 認定事項の変更届にあたる軽微な変更

認定事業者は、当該施設について次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、汚染土壌浄化施設変更等届出に係る書類を添えて知事に届け出る。

- (1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項のうち浄化能力に係る変更であって、周辺環境への影響が少ない軽微な変更
- (2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画における構造及び施設の変更であって、認定申請時の排ガスの性状その他の生活環境への負荷に関する数値を増大させない軽微な変更

特に検討の必要のない変更届出の対象

- ・ 氏名、名称、住所、代表者名、事業場の名称の変更
- ・ 社内規程のうち施設の維持管理に影響を及ぼさない事項（本社の移転等）の変更
- ・ 経理的基礎に関する事項のうち経理的基礎そのものに影響を及ぼさない事項（役員の変更等）の変更

検討が必要な変更対象

廃棄物処理法で許可を受けた廃棄物処理施設の変更においては、周辺環境への影響が少ない軽微な変更については変更許可ではなく届出の対象としている。認定施設においても、同様に次の変更について、届出とすることが適切と考えられる。

認定申請に記載した浄化能力に係る変更であって、当該変更によって当該浄化能力が10%以上の変更には至らない軽微な変更。

当該施設の構造及び施設の変更であって、認定申請時の排ガスの性状その他の生活環境への負荷に関する数値を増大させない軽微な変更。

8.更新

- 1 認定の有効期間は5年とし、その期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 認定事業者は更新を受けようとするときは、汚染土壌浄化施設認定更新申請書を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、「過去5年間の汚染土壌浄化施設の維持管理状況」に基づき、更新を認めるかどうかを判断するものとする。

(1) 更新制度を採用すべきと考えられる理由

- ・ 環境保全上の支障の防止の実効性を高めるためには、認定時における厳格な審査も重要であるが、施設稼働後の維持管理等が適切に実施される仕組みづくりが必要と考えられる。
- ・ 更新制度は、認定事業者が、浄化施設をより適切に維持管理する動機付けになる。

(2) 更新制度手続き（提出書類等）

- ・ 認定事業者にとって更新制度が大きな負担とならないように、更新時の申請にあっては、日常的にきちり施設を運営していれば、容易に提出できるものを申請書類とすることが適当と考えられる。
- ・ そのため、更新申請時に提出する書類としては、土壌浄化実績、測定結果、品質管理結果等作成・保管を求めているもので、かつ維持管理が適切に行われているかどうかを判断できるものとするのが適切であると考えられる。

(3) 更新年数を5年とする理由

- ・ 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業・収集運搬業の許可の更新は5年となっていること、また、施設の劣化による補修内容等を考慮すると5年が適切と考えられる。

9. 報告・立入検査等

(1) 報告

- 1 認定事業者は、維持管理計画に定める測定調査の結果を定期的に知事に報告する。
- 2 認定事業者は、毎年6月末日までに、前年度の汚染土壌の浄化実績を知事に報告する。
- 3 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者に対し施設の維持管理に関する事項等について報告を求める。

- ・認定施設が計画等に従って適切に維持管理されていることを確認するため、第1項、第2項にあつては、認定事業者から主体的に報告がなされるようにすべきであることから、事業者が定期的に報告することとする規定を設けることが適切と考えられる。これらの定期的報告以外に、汚濁物質の排出等により周辺影響が懸念される等の事象が生じた場合などに随時確認できるように、必要に応じて報告を求めることができるとする第3項の規定も必要であると考えられる。
- ・第1項は、維持管理計画に基づき実施した排ガス、排水等の測定結果について定期的に報告を求めるものであり、報告頻度は測定の数度、四半期毎、半年毎程度が適切であると考えられる。第2項の土壌の浄化実績報告については、汚濁物質の排出等に間接的に影響する重要な事項であり、他法令の報告頻度を参考にすると、年1回の報告を求めることが適切と考えられる。

(2) 立入検査等

知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に認定事業場又はその設置予定地に立ち入り、施設、帳簿書類その他必要な事項を調査させることができる。

- ・前項の報告と併せて、施設稼働後の維持管理状況を適正に監視するためには、立入調査ができるようにすべきと考えられる。なお、立入検査については、維持管理状況の監視が主目的であるものの、認定に際して、施設の設置予定地の状況を確認できるようにしておくことが適切と考えられる。

汚染土壌浄化施設設置要綱・要領を定めている自治体の要点比較

項目	秋田県	福島県	三重県	愛知県	川崎市	横浜市	名古屋市
要綱等名称	秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱	要綱なし	三重県汚染土壌浄化施設認定実施要領	汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱	川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱	土壌汚染対策法に基づく汚染土壌浄化施設認定要綱	名古屋市汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱
1 認定要件	・市町村長と設置に係る協議を実施 ・施設の構造及び維持管理が周辺環境の保全に適正な配慮がされていること。 ・適正な工程管理を定めた社内規程 ・管理責任者の設置 ・経理的基礎を有すること	・構造及び維持管理指針に適合 (環境省土壌環境課通知)	・構造及び維持管理指針に適合 (環境省土壌環境課通知)	・構造及び維持管理指針に適合 (環境省土壌環境課通知)	・施設設置及び維持管理計画が、周辺地域への環境保全及び周辺施設について適正な配慮がなされていること。 ・申請者の能力が、施設の設置、変更及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ・経理的基礎を有すること。	・構造及び維持管理指針に適合 (環境省土壌環境課通知) ・前項の審査にあたっては、必要に応じて専門委員会を開催し、専門家による審査をすることができる。 ・前2項の審査にあたっては、現地調査をすることができる。	・構造及び維持管理指針に適合 (環境省土壌環境課通知)
2 環境影響評価			・環境影響調査結果の提出	・環境影響調査結果の提出 ・施設設置及び維持管理計画が周辺地域の環境保全について適正な配慮がなされたものか、専門的知識を有するものに意見聴取	・環境影響調査結果の提出 ・環境局職員による「汚染土壌浄化施設審査会」により、認定審査等における構造指針、維持管理指針、環境配慮要件、認定者要件その他必要な事項の適合性を判断する。 ・計画及び維持管理計画等が周辺地域の環境に配慮した安全で適正なものであるかについて、専門的知識を有するものに意見	・環境影響調査結果の提出	・環境影響調査結果の提出 ・施設設置及び維持管理計画が、施設として適切であるか及び周辺地域の環境の保全について適正な配慮がなされたものかについて、専門的知識を有する者の意見聴取
3 住民対応				産業廃棄物処理施設を浄化施設として認定を受ける場合 ・計画内容を周知する説明会の開催 ・説明会開催時間及び場所を知事へ届出 ・知事は、申請があった場合、1月間縦覧 ・知事は、縦覧したときは市町村長に生活環境の保全上の見地からの意見を聴取 ・利害関係者は縦覧後2週間、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書提出	・事業者は、当該施設に係る事業計画を周辺住民へ周知するよう努める。	・隣接地域を対象として、環境影響調査実績報告書の内容を説明するものとする。	・近隣関係者(敷地境界から4m)と生活環境の保全に関する協議を行うよう努めなければならない。 ・協議の状況を市長へ報告 ・市長は、協議が十分でないとき認めるときは、必要な指導を行う。
4 欠格事項				・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した書類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当する者 ・本要綱に基づく認定が取り消され、取り消しの日から五年を経過しない者	・横浜市生活環境の保全等に関する条例又は環境の保全に関する法律若しくは条例等で定める規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した書類
5 認定施設の公示	・認定後の公示 事業場の名称及び所在地 浄化できる特定有害物質		・認定後の公示 名称及び所在地 処理する特定有害物質 ・関係市町村への通知		・認定後の公示 名称及び所在地 処理する特定有害物質 浄化能力	・認定後の公表 名称及び所在地 処理する特定有害物質 浄化能力	
6 変更届出	・施設構造等の変更 変更届出書の提出 ・計画不適合60日以内に変更指示 ・実施の制限(60日間)		・施設構造等の変更 変更届出書の提出 ・計画不適合60日以内に変更指示 ・実施の制限(60日間)	・汚染土壌浄化施設の変更認定 施設に係る基本的事項の変更 施設の位置、構造等の変更 施設の維持管理及び公害防止変更	・汚染土壌浄化施設の変更認定 施設に係る基本的事項の変更 施設の位置、構造等の変更 施設の維持管理の変更 ・計画不適合60日以内に変更指示 ・実施の制限(60日間)	・汚染土壌浄化施設の変更認定 土壌有害物質の種類の変更 浄化方法及び浄化能力の変更 施設の維持管理の変更	・汚染土壌浄化施設の変更認定 土壌有害物質の種類の変更 浄化方法及び浄化能力の変更 施設の維持管理の変更
	・氏名等の変更 氏名又は名称及び住所 事業場の名称 浄化管理責任者		・氏名等の変更 氏名又は名称及び住所 事業場の名称 浄化管理責任者	・認定事項の変更届出 事業場の名称 社内規定 等 認定施設の廃止	・軽微変更の届出 浄化能力が10%未満の変更 認定施設の付帯設備の変更 社内規定 等	・認定事項の変更届出 事業場の名称の変更 公害防止計画の方法の変更 管理責任者 等	・施設の軽微な変更届出 事業場の名称の変更 浄化土壌の利用方法の変更 管理責任者 等
7 認定施設の更新						・認定の有効期間は5年とする。	
8 調査・報告	・土壌浄化の事前報告 汚染土壌搬出者、搬入量等 ・土壌浄化の事後報告 汚染土壌搬出者、搬入量等 ・周辺環境測定結果等の定期報告 ・知事は、汚染土壌の適正な浄化を確保するため、必要があると認めるときは、確認調査を行う。		少なくとも年1回の報告 浄化に係る事項 ・汚染土壌搬出者、搬入量 ・特定有害物質の種類及び濃度 ・処分又は利用の方法 その他 ・排ガス又は排水の測定結果 ・発生廃棄物の種類、性状、処分量 処分方法、処分先	・施設の構造又は維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。 ・毎年6月に、前年度の施設の使用状況について報告	・毎年6月に、前年度の汚染土壌の浄化実績を報告 ・認定施設から排出する排ガス及び排水等の測定結果を定期的に報告 ・特定有害物質等の濃度、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガスへの移行量などの流れについて、定常運転において検証し、測定結果を報告 ・浄化土壌の分析結果の報告	・毎年6月に、前年度の汚染土壌の浄化実績を報告 ・市長は、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求めることができる。 ・市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業場へ立ち入り、施設、帳簿書類その他必要な事項を調査させることができる。	・毎年6月に、前年度の施設の使用状況を報告 ・市長は、この要綱の施行に必要な限度において構造又は維持管理に関し、報告を求めることができる。 ・市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業場へ立ち入り、施設、帳簿書類その他必要な事項を調査させることができる。
施行	H15.3.28(H18.2.1)		H16.3.23	H16.12.24	H17.4.1	H17.7.1	H19.5.18
認定施設	H16.7.10 エコシステム花岡(株)松峰工場 ・抽出及び分解処理 50,000t/月 H18.11.1 エコシステム秋田(株) ・洗浄浄化 ・熱分解	H18.3.24 日曹金属化学(株)会津工場 ・熱分解	H16.3.31 三重中央開発(株) ・熱処理(熱分解) H18.11.13 三重中央開発(株) ・熱処理(溶融)	H17.3.31 (株)サン・ピック ・抽出(加熱) 192t/日(24H) ・分解(熱分解) 8t/時間 H17.11.30 (株)ダイセキ環境ソリューション ・抽出(加熱) 100m ³ /日	H17.12.2 清水建設(株)土壌洗浄プラント事業所 ・洗浄施設 ・960t/日(20H稼働)	H18.5.30 (株)ジー・イーテクノス ・洗浄施設 ・960t/日(24H稼働)	